

取 扱 基 準

名 称	元気な農業応援事業費補助金(県連携支援)
補助区分	運営費補助口 事業費補助■
補助金の概要	市内の農業協同組合等が行う、県の補助基準に基づく機械・施設などの整備事業に対し、その経費の一部を助成する。
目 標	数値化■ 非数値化□
	農業産出額のうち米・麦・大豆等主要作物の産出額及び交付金令和3年度(343.1億円)よりも拡大
	<目標が数値でない場合の評価方法>
補助事業者	※補助金等交付申請書の提出があった事業者の情報について公表します。 事業者が多数の場合、ホームページでの公表ができないことがあります。 その際は直接担当課にお問い合わせください。
補助対象経費の内容	新潟県農林水産業総合振興事業費補助金交付要綱による。 (法人化、新規就農や経営規模拡大のための機械・施設の整備費等)
補助額 及びその算定方法 又は補助率	【県】 補助対象事業費の30%～50%以内 【市】 (1)農地所有適格法人経営発展支援：補助対象事業費の5%以内 (2)農地所有適格法人設立支援：補助対象事業費の7%以内 (3)新規就農者資本装備支援：補助対象事業費の10%以内 (4)大豆・そば・麦生産促進、園芸生産促進、加工直売促進 ：補助対象事業費の5%以内
	<補助額が5万円未満、又は補助率(実行補助率を含む)が1/2を超える場合の理由>
開始時期	令和5年4月1日
評価の時期	令和7年9月30日
終 期	令和8年3月31日
	(終期が3年を超える場合の理由)
補助事業者による 情報の公表	〔内容〕 事業実施主体は可能な限り、新潟市からの補助金を受けて実施されている旨記載する。
	〔媒体〕 補助物件、生産者団体の総会資料、農業協同組合の広報誌等
担当部署	農林水産部 農林政策課 生産政策係 電話：025-226-1772(直通) e-mail：nosei@city.niigata.lg.jp